

## 新型コロナウイルス感染症対策

# 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症

による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

該当する方で未手続きの方は申請ください。

●申請期限 2月28日(火)

※申請書は市役所1階社会福祉課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

## ひとり親世帯

●対象者 ひとり親世帯の方で、次のいずれかに該当する方

▽公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

▽令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

●支給額 児童1人当たり5万円

●申請方法 申請書と添付書類を市役所1階社会福祉課に提出ください。

●支給方法 申請時に指定した口座に振り込みます。

## ひとり親世帯以外

●対象者 次の全てに該当する方

▽令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合20歳未満)を養育する父母など

※令和4年4月1日から令和5年2月28日に生まれた児童を養育する父母も対象になります。

▽令和4年度住民税(均等割)が非課税の方、または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※ひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金を受け取った方は対象外です。

●支給額 児童1人当たり5万円

●申請方法 高校生のみ養育

している方、収入が急変した方、公務員などは申請が必要となります。申請書と添付書類を提出ください。

※必要書類などは、ホームページを確認ください。

●支給方法 申請時に指定した口座に振り込みます。



●問い合わせ先 社会福祉課 (☎372204)



@soma\_city

相馬市公式ツイッターです。  
随時、市からのお知らせをお伝えしています。

## 結婚新生活を応援します

## 結婚に伴う

## 引っ越し費用などの助成

市は、新婚世帯を対象に結婚に伴う引っ越し費用、アパートの賃借費用、住宅のリフォーム費用や新築費用などを助成しています。

●対象世帯 次の全てに該当する世帯

▽令和4年1月1日(令和5年3月31日の期間に婚姻届を提出・受理されていること

▽夫婦の所得の合計が40万円未満であること

※合計所得が40万円を超える世帯でも、対象となる場合がありますので、詳細は問い合わせまたはホームページを確認ください。

▽夫婦ともに婚姻届における年齢が39歳以下であること

▽対象住居が市内であること

▽令和4年1月1日(令和5年3月31日の期間に本市に転入または市内で転居していること

▽市税の滞納がないこと

▽過去にこの制度の助成を受けたことがないこと



※令和3年度に本助成金の交付決定を受けた世帯で、その助成額が助成上限額(30万円)に達しなかった世帯も対象となります。

●対象経費

▽引っ越しの経費

▽住宅賃借の経費

▽住宅リフォームの経費

▽住宅購入の経費

※令和4年1月1日(令和5年3月31日に支払った費用が対象となります。

※令和3年度に交付決定を受けた場合には、その際の対象経費に限り申請可能です。

●助成額 最大30万円

※令和3年度に交付決定を受けた場合には、30万円から受給済の額を差し引いた額を助成します。

●申請期限 3月31日(金)

◎詳細は問い合わせまたはホームページを確認ください。

●申請・問い合わせ先 社会福祉課 (☎372204)

## 市県民税の申告相談



市県民税の申告

**2月16日(木)～3月15日(水)**の期間、申告相談を行います。混雑緩和のため、下記日程表を確認の上、来庁ください。

●**場所** 市役所2階中央会議室

●**時間**

▽9時～11時30分

▽13時～16時

※受け付け開始は8時30分。

●**留意事項**

▽地区の指定がない日は大変

混雑しますので、なるべく地区の指定された日に来庁ください。

▽市や県などから土地の買取(収用)があり、所得税が非課税の方は、確定申告は必要ありませんが、市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定に影響がありますので、市の会場で市県民税申告が必要です。来庁の際は「申告の際の持参物」に加え、市や県から

交付された、「収用等(買取等)の証明書」を持参ください。▽市県民税の申告書は、申告相談内容をもとに市の会場で作成します。▽申告期限内に申告を行わないと、市県民税などの算定に影響がありますので、ご注意ください。▽「市県民税申告書および申告の手引き」は市ホームページに掲載しています。

## 市県民税申告相談日程表

## 市県民税申告相談日程表

|                  |                                                                                                                                                  |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申告案内のはがき(市送付)    | ▽はがきが届いた方は、指定日時を確認の上、はがきを持参ください。<br>▽はがきが届かなかった方で、「申告が必要な所得がある方」や「還付申告」をする場合は、必ず申告ください。<br>※はがきは、昨年度市県民税申告を行い、営業所得(漁業)・不動産所得・農業所得のいずれかがある方にのみ送付。 |
| 確定申告のお知らせ(税務署送付) | 税務署から「確定申告のお知らせ」が届いた方は、確定申告に必要な情報が記載されていますので、市役所で確定申告をする場合にも必ず持参ください。                                                                            |
| 源泉徴収票            | 所得税を源泉徴収されている方は、原本を確認しますので、持参ください。<br>(給与・退職所得、公的年金などの源泉徴収票など)                                                                                   |
| 証明書など            | 収入、必要経費、所得控除などは証明書で金額を確認しますので、持参ください。<br>※所得控除証明書＝国民年金、国民健康保険の領収書、生命保険料の証明書など。                                                                   |
| 本人確認書類           | ▽マイナンバーカード<br>▽マイナンバー通知カードと身分証明書(運転免許証、健康保険証など)写し可<br>※上記のいずれか。<br>※扶養に入っている方の分も必要。                                                              |
| そのほか             | 所得税の還付、または納付の口座振込・振替を希望する方は、金融機関の口座番号の控えとその銀行印を持参ください。<br>※申告する本人名義の口座に限る。                                                                       |

| 日程     | 対象地区                                            |
|--------|-------------------------------------------------|
| 2/16 木 | ▽中村(大町、宇多川町、川原町、袋町、新町、二丁目、砂子田、本町、外並田、笹川、塚田、大手先) |
| 2/17 金 | ▽中村(北町、上町、田町、荒井町、曲田、一丁目、泉町、錦町、川沼、桜ヶ丘、高池前)       |
| 2/20 月 | ▽富沢▽表西山▽西山                                      |
| 2/21 火 | ▽椎木▽大坪▽初野                                       |
| 2/22 水 | ▽石上▽塚部                                          |
| 2/24 金 | ▽磯部                                             |
| 2/25 土 | 市内全地区                                           |
| 2/27 月 | ▽沖ノ内▽塚ノ町▽新沼(坪ヶ迫、刈敷田)                            |
| 2/28 火 | ▽小泉▽北小泉▽本笑▽新沼                                   |
| 3/1 水  | ▽程田▽百槻▽大曲                                       |
| 3/2 木  | ▽黒木▽小野                                          |
| 3/3 金  | ▽東玉野▽玉野▽北飯沼▽岩子                                  |
| 3/6 月  | ▽日下石▽立谷                                         |
| 3/7 火  | ▽中野▽原金▽尾浜(北ノ入、南ノ入、須賀畑、二合田)                      |
| 3/8 水  | ▽柏崎▽南飯沼▽馬場野                                     |
| 3/9 木  | ▽尾浜(細田東団地、含む)▽和田▽新沼▽蒲庭                          |

## ◎営業・農業・不動産所得の申告

営業・農業・不動産所得の申告をする方は、事前に項目ごとの収入と経費を計算し、収支内訳書の作成をお願いします。

## ◎医療費控除の申告

医療費控除の申告をする方は、事前に、医療機関・受診者ごとに支払った医療費を計算し、医療費控除の明細書の作成をお願いします。また、医療費通知を持参する場合、11月分・12月分の医療費は明記されていないため、領収書を持参ください。  
※明細書の作成方法、様式は国税庁のホームページをご覧ください。

|        |               |
|--------|---------------|
| 3/10 金 | ▽赤木▽柚木▽新田     |
| 3/12 日 | 市内全地区         |
| 3/13 月 | ▽坪田           |
| 3/14 火 | ▽今田▽成田▽坪田(高松) |
| 3/15 水 | ▽栗津▽山上        |

ホームページはこちら

国税庁



# 申告フローチャート

※申告をする際の参考にしてください。



## 給与収入のある方

スタート！／

◎該当する矢印を選択ください

→ : 「はい」    ..... : 「いいえ」

令和4年中に収入があった。  
※遺族・障がい年金、失業給付金、児童扶養手当など非課税収入のみの場合は「いいえ」へ。  
※農業収入、営業収入、不動産収入などの収入のみの方は、申告が必要です。

.....  
いいえ

同一世帯のどなたかの扶養に入っている（同一世帯の方が、あなたを配偶者控除、同一生計配偶者などとして申告した）  
※世帯が異なる方の扶養に入っている場合は「いいえ」へ。

.....

**市役所に市県民税の申告をする必要があります。**

※市県民税（住民税の申告）は、税証明や国民健康保険税の軽減措置などに必要な資料となりますので、収入のなかった方も必ず申告ください。

はい

給与収入があり、勤務先が年末調整を行った。

給与のほかに収入があった。

**申告をする必要はありません。**

**税務署に所得税の確定申告、または市役所に市県民税の申告をする必要があります。**

※確定申告をした方は、市県民税の申告は必要ありません。

勤務先からの給与以外の給与収入と給与以外の所得の合計が20万円を超えている。

「給与支払報告書」に記載されている控除に変更がある、または医療費控除・寄付金控除などの追加がある。

**税務署に所得税の確定申告をする必要があります。**

※確定申告をした方は、市県民税の申告は必要ありません。

**市役所に市県民税の申告をする必要があります。**

## 公的年金収入のある方

スタート！／

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下である。  
※外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金などを受給されている方、または損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける方は「いいえ」へ。

はい

公的年金から所得税が源泉徴収されている。

.....  
いいえ

**税務署に所得税の確定申告、または市役所に市県民税の申告をする必要があります。**

※確定申告をした方は、市県民税の申告は必要ありません。

社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除などの変更や生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、寄付金控除などの追加がある、または公的年金など以外の所得がある。

※社会保険料控除とは、社会保険料（任意継続を含む）・介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料などを納めた場合、その納めた金額について受けることのできる控除。

**市役所に市県民税の申告をする必要があります。**

**申告をする必要はありません。**

●申告で来庁の際は感染対策に協力ください

▽マスクを着用ください。

▽自家用車で来庁の際は、市役所正面駐車場、スポーツアリーナ、そうま駐車場および市役所南側駐車場（旧庁舎跡地）を利用ください。

▽待合室混雑時は、受け付け後に自家用車内での待機や再来庁をお願いする場合があります。

▽発熱や咳、喉の痛みなど体調不良の場合は、回復後、市内全地区指定日などに改めて来庁ください。

### 【事前予約】

待合室での密を避けるため、電話または左記QRコードより事前予約（午後のみ）を受け付けますので、活用ください。

事前予約はこちらから



●予約・問い合わせ先 税務課（☎372127）

## ●軽自動車の各種手続きに関する問い合わせ先

| 車両の登録区分 | 主な車両                                     | 問い合わせ先                                                                  |
|---------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 相馬市     | ▽原付バイク<br>(125 cc以下)<br>▽トラクター<br>▽コンバイン | 税務課 (☎ 37-2126)                                                         |
| 福島      | 軽自動車<br>(三輪、四輪乗用、四輪貨物)                   | ▽軽自動車検査協会<br>福島事務所コールセンター (☎ 050-3816-1837)<br>▽南相馬自家用自動車組合 (☎ 23-2850) |
|         | オートバイ<br>(125 cc超)                       | 東北運輸局福島運輸支局ヘルプデスク<br>(☎ 050-5540-2015)                                  |

## 軽自動車の各種手続きはお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車を所有している方（割賦購入の場合は使用者）に課税されます。軽自動車の廃車や他人への譲渡後、抹消や名義変更などの手続きをまだ済ませていない方は、3月末までに手続きください。

※手続きをしない場合、軽自動車税（種別割）が引き続き課税されます。

●留意事項  
▽3月は、抹消や名義変更の手続きが多くなり、窓口が混雑する場合があります。  
▽県外で抹消や名義変更の手続きをした方は、市の軽自動車税（種別割）の課税を止める手続きが必要となります。詳細は県外の軽自動車検査協会または市役所1階税務課に問い合わせください。

●問い合わせ先 税務課 (☎ 37 2 1 2 7)

## 市民交通災害共済

### 加入受け付け開始

市は、令和5年度市民交通災害共済の加入受け付けを開始します。

●共済期間 4月1日（土）  
令和6年3月31日（日）

※4月1日以降に加入した場合は、加入日の翌日から令和6年3月31日まで。

●申し込み方法 行政区に加入している方は、2月～3月中に行政区長を通じて申込書を配布しますので、各行政区または市役所1階生活環境課に申込書を提出ください。

※申込書は、生活環境課でも配布しています。

●年会費 一人11500円

●加入資格 本年4月1日現在、県内の市の住民基本台帳に記載されている方

※県内の町村に住民基本台帳の記載がある方は加入不可。

※県内他市の住民基本台帳に記載されている方は、住民基本台帳の住所を申込書に記入ください。

●申込・問い合わせ先 生活環境課 (☎ 37 2 1 4 4)

## オミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン

### 個別接種の実施

市は、公立相馬総合病院または相馬中央病院でオミクロン株対応新型コロナウイルスの個別接種を実施しています。接種を希望する方は、申し込みください。

●対象者 市に住民票を有し、初回接種（1～2回目接種）を完了した12歳以上の方

※追加接種（3～4回目接種）

種）をした方を含む。

※前回の接種から3カ月の接種間隔が必要です。

●申し込み方法 市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターで予約ください。

◎詳細は問い合わせください。

●申込・問い合わせ先 市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター (☎ 37 7 5 6 7)

## 消費税のインボイス制度説明会



インボイス  
ホームページはこちら

相馬税務署は、事業者を対象に、消費税のインボイス制度説明会を開催します。

◎詳細は国税庁ホームページを確認ください。

●開催日 ▽2月27日（月）  
▽3月14日（火）▽3月17日（金）

●時間  
①10時～12時  
②13時30分～15時30分

※②は消費税の免税事業者向けです。

●場所 県南相馬合同庁舎  
南庁舎4階401会議室（南相馬市原町区錦町1丁目30）

●定員 各60人

※事前予約制。

※先着順。

●留意事項 駐車場に限りがあるので、可能な限り公共交通機関を利用ください。

●申込・問い合わせ先 相馬税務署 (☎ 36 3 9 4 2)

## 市庁舎災害復旧工事の実施

市は、令和4年福島県沖地震に伴う市庁舎の復旧工事を実施します。

工事期間中も通常どおり入ることができますが、各玄関および各出入り口が狭くなりますので、ご注意ください。

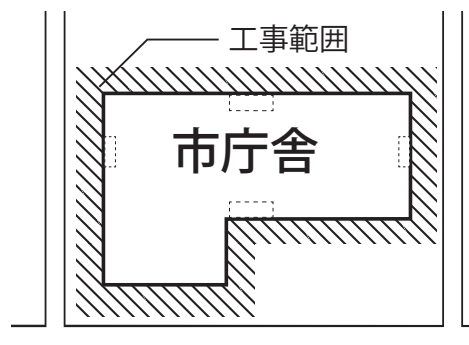
●工事期間 3月20日（月）まで

●工事場所 下図のとおり

●留意事項

▽工事期間は進捗により前後します。

▽工事内容により、一時出入り不可となる場合があります。



●問い合わせ先 財政課（☎372124）

## コミュニティ助成事業（宝くじ助成金） 消防資機材を整備しました

市は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として実施している令和4年度コミュニティ助成事業により、市消防団で活用する、背負式消防水のうジェットシューター30台を整備しました。

地域防災力を強化し、今後、火災発生時の迅速な消火活動などに活用します。



●問い合わせ先 地域防災対策室（☎372121）

## 令和4年12月から運用開始

### 北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝、千島海溝沿いでマグニチュード7クラスの地震が起きた場合、国・気象庁などがその後の巨大地震の発生の注意を呼びかける「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用が始まりました。

後発地震注意情報が発信された場合、1週間程度は災害への備えや迅速な避難態勢の準備をしてください。

●必要な備え

▽津波の浸水区域など、ハザードマップを確認しましょう。

▽安全な避難場所や避難経路

を確認しましょう。

▽非常食や飲料水、常備薬など、非常持出品を確認しましょう。

▽すぐに避難できる服装などで就寝しましょう。

▽家族との連絡手段、集合場所などを確認しましょう。

※情報が発信されたとしても、必ず巨大地震が発生するとは限りませんが、災害はい

つ発生するかわかりません。普段から災害へ備えた準備をしましょう。

●問い合わせ先 地域防災対策室（☎372121）

## おしごと相談会

ふくしま生活・就職応援センターは、就職について悩んでいる方を対象に、キャリアコンサルタントによる相談会を開催します。

ぜひ相談ください。

●日時 2月15日（水）

13時30分～15時30分

●場所 千客万来館研修室

※事前予約が必要です。

●申込・問い合わせ先 ふくしま生活・就職応援センター南相馬事務所（☎23-1239）

## 参加者募集

### ふくしま就職ガイダンス

令和6年3月に大学などを卒業予定または令和3年3月以降に大学などを卒業（修了）した方などを対象に、合同企業説明会を開催します。

【福島会場】

●日時 3月6日（月）10時30分～16時30分

●場所 ビッグパレットふくしま（郡山市南二丁目52）

【東京会場】

●日時 3月9日（木）10時～16時

●場所 東京都立産業貿易センター浜松町館（東京都港区海岸1-7-1）

【オンライン説明会】

●日時 3月2日（木）～3月5日（日）

●留意事項 ホームページでの参加予約が必要です。

ホームページはこちらから



●問い合わせ先 県雇用労政課（☎024-521-7290）

## わくわくランドイベント情報

### パワーストーン ストラップを作ろう

- 日時 2月19日(日)
- ▽10時30分～12時
- ▽13時30分～15時
- 場所 わくわくランド多目的ホール
- 内容
- ▽新地発電所をバーチャル見学
- ▽パワーストーン探し&ストラップ作り
- 定員 各回20人
- ※小学生以下のお子さんは保護者同伴。

## 東日本大震災復興 と鎮魂の集い



泰山木の葉で作った「木の葉の舟」にメッセージを書き、14時46分に海に流します。ぜひ参加ください。

- 日時 3月11日(土) 14時
- 場所 市伝承鎮魂祈念館前
- 問い合わせ先 相馬市手をつなぐ親の会 佐藤 (☎080-5572-2846)

## 参加者募集 スポーツ講習会

市スポーツ少年団指導者協議会は、スポーツを指導する方を対象にスポーツ講習会を開催します。

- 日時 3月6日(月) 18時～19時
- 対象者 スポーツを指導する立場にある方または今後指導する立場を目指す方
- 場所 スポーツアリーナそうま第一体育館柔・剣道場
- 定員 40人程度
- 参加費 無料

### 募集します

## 男女共同参画プラン推進会議委員

市は、男女共同を推進するため、「相馬市男女共同参画プラン推進会議」を設置しています。

- 募集人数 若干名
- 任期 4月から2年間
- 活動内容 推進会議の参加、主催講演会などの企画・運営
- 応募資格
- ▽市内在住、勤務または在学している満18歳以上の方
- ▽推進会議、主催講演会などに出席できる方(年5回程度)

## 令和5年度

## 小・中学校体育施設使用団体の登録受け付け

市教育委員会は、スポーツ振興を目的に小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放しています。

- 申請先 使用希望校
- 申請書は各学校で配布。
- 留意事項
- ▽使用できる団体は、市内に在住、勤務または在学する10人以上で構成された成人の代表者がいる団体に限ります。
- ※市外に居住の方は、登録名簿に住所と勤務または在学先を記入ください。
- ▽月1回以上定期的に使用する団体は、必ず年度ごとに登録が必要です。
- ※1団体1校に限る。
- ※大会などで不定期に使用する場合は、登録不要。
- 問い合わせ先 生涯学習課 (☎372278)

ホームページはこちら



- 内容 体幹トレーニング
- 申し込み方法 市役所1階生涯学習課に直接または電話で申し込みください。
- ※ホームページの申し込みフォームからも申し込みできます。
- 申込期限 3月3日(金)
- 申込・問い合わせ先 生涯学習課 (☎372278)

- ▽議員、公務員ではない方
- 申し込み方法 市役所1階生涯学習課で配布する応募用紙に必要事項を記載し、生涯学習課へ持参ください。
- 募集期間 2月1日(水)～2月28日(火)
- 留意事項
- ▽会議に出席の際は、報酬および交通費(片道2キロメートル以上の方)を支払います。
- ▽委員は書類選考の上、決定します。
- 申込・問い合わせ先 生涯学習課 (☎372187)